

発議第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成25年2月22日提出

提出者 伊賀市議会議員

森 正敏

中谷 一彦

西澤 民郎

空森 栄幸

安本美栄子

森永 勝二

記

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(伊賀市議会委員会条例の一部改正)

第1条 伊賀市議会委員会条例(平成16年伊賀市条例第291号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条第1号中「関する」を「属する」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

(伊賀市議会基本条例の一部改正)

第2条 伊賀市議会基本条例(平成19年伊賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条第3項中「並びに常任委員会」を「並びに本会議、常任委員会」に、「法第109条、法第109条の2及び法第110条」を「法第109条第5項及び法第115条の2」に改める。

「第7章 政務調査費」を「第7章 政務活動費」に改める。

第14条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「調査及び研究」を「調査、研究及びその他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

(伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例(平成22年伊賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、第109条の2第5項又は第110条第5項」を削り、同条第3号中「法第109条第6項、第109条の2第5項又は第110条第5項」を「法第109条第5項」に改め、同条第6号中「第162条」を「第169条」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者

(5) 法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条中伊賀市議会基本条例の目次、第6条第3項の法第109条、法第109条の2及び法第110条を法第109条第5項に改める改正規定、第7章の章名及び第14条の改正規定並びに第3条中伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の第2条第2号及び第3号の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。